

平成19年度「山梨県男女共同参画審議会」議事録

1 日 時 平成20年2月4日(月)午後1時30分～2時55分

2 場 所 県庁議事堂地下会議室

3 出席者

審議会委員：丸茂会長、浅川委員、有泉委員、飯窪委員、小澤委員、上名委員、佐藤委員、鳥養委員、廣田委員、深澤委員、藤谷委員、松土委員、森沢委員の13名が出席

事務局等：輿石県民室長、横山県民室理事、清水男女共同参画課長
相沢課長補佐、依田副主幹、菊嶋主任

進行：課長補佐

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 県民室長あいさつ
- (3) 会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

5 審議会に付した議案の件名

- (1) 苦情処理要綱等の策定(案)について
- (2) 平成19年度山梨県男女共同参画年次報告書(案)について
- (3) その他

6 概 要

開 会

事務局から

本日の会議は、委員数15名の内、13名が出席。委員の過半数を超えており、山梨県男女共同参画推進条例第22条第10項の規定により、会議が成立していることを報告。

県民室長あいさつ

本日は、何かとお忙しい中を、男女共同参画審議会に御出席を頂きまして有り難うございます。また、委員の先生方には日頃、県政推進に御理解、御協力を頂いております。この場をお借りして、感謝申し上げます。

さて、男女共同参画の推進にあたりましては、昨年度、委員の先生方の御尽力を頂きまして策定をいたしました「第二次山梨県男女共同参画計画」に基づき、各種の取り組みを行っているところでもあります。

こうした中、昨年12月、国は、国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域社会などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指していくための「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及びその行動指針」を定めたところであります。

県におきましても、本年度から、企業における男女共同参画を進める事業をスタートさせ、女性の登用や活用とともに、いち早くワーク・ライフ・バランスに取り組んでおります。今後も、さらに一層の推進を図っていきたいと考えております。

本日の会議におきましては、住民の意見等を幅広く吸い上げ、施策に反映させるための苦情処理に係る事務処理手続き案につきまして御協議をお願いするものであります。又、本県の昨年度の男女共同参画の状況について報告をさせていただくこととしております。

委員の皆様様の活発な御討議・御意見をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

会長あいさつ

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、あるいは雪解けのお足下の悪い中を御参集いただきましてありがとうございます。ちょうど2年前にこのメンバーで審議会がスタートしたわけですが、1年間は計画のまとめで非常に忙しかったわけですが、この1年は一休みさせていただいたという感じです。しかしながら、先ほど興石室長さんからお話のありましたように新たにワーク・ライフ・バランスという新しいキーワードがいわれてきております。これは私たちが18年度にまとめた中でも少子化の問題をより社会・企業・団体・学校の中で定着させていくための重要なキーワードと感じています。皆さんは、それぞれの地域・職場の中で男女共同参画の事業を推進されていますが、審議会としては、私たちが5月までが任期ときいております。この審議会は最後の分け目ともなりますので、皆様様の活発な御意見を頂戴してまいりたいと思います。

議事（条例第22条第9項により、会長が議長）

(1)苦情処理要綱等の策定(案)について

議長：事務局から議題（1）苦情処理要綱等の策定（案）について説明願います。

事務局：（苦情処理の概要、法的根拠、山梨県男女共同参画施策苦情処理要綱（案）、山梨県男女共同参画施策苦情処理要領（案）、山梨県男女共同参画審議会苦情処理部会運営要領（案）を説明）

議長：事務局から苦情処理について説明がりましたが、苦情処理要綱の策定について御意見御質問はありますか。

委員：公表するということですが、公表の方法を教えてくださいたいのですが。

事務局：県のホームページで公開することを考えています。

議長：御意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは皆さん御了解していただいたということで進めさせていただきます。

(2)平成19年度山梨県男女共同参画年次報告(案)について

議長：次に2番目の平成19年度山梨県男女共同参画年次報告（案）につきまして事務局から説明をお願いします

事務局：（年次報告書について主な数値目標を説明）

議長：有り難うございました。今回はいつもの年度と違って冊子が薄いのですが、これに他の部分が追加されるのですか。

事務局： まだ現在の数値のみの報告ですので、後で追加の部分があります。

議長： いかがでしょうか。皆さん質問、意見等ございますか。

委員： 14ページの自営の農林業、商工業における就業環境の整備の問題ですが、計画策定の際にも、発言させていただいたのですが、農林業については数値が整備されているのですが、農林業の就業割合は1割を切っているのではないかと、はっきり覚えていませんが、全国的にそのような状況だと思います。

女性の参画という問題については、商工業に対する女性の参画がどういう状況になっているのかを早急にデータ整理することが大切ではないかと思えます。報告書の中で2行で済まされてしまうと、女性の実態がほとんどわからないと私は思いますがその辺はどうお考えかということと、市町村の計画策定につきましても、先ほど90何%ということですが、計画を策定することの重要性はそれなりにありますが、むしろ、計画が市町村においてどのように実施されているのか、県の計画が実施されているのかをどう、まとめて、それを具体化させていく取り組みを行うことが重要ではないかと思えますが、この2点についてお考えをいただきたいのですが。

事務局： 商工の関係につきまして、今こちらのほうに掲載させていただいておりますが、それぞれ担当課からの数値目標や現状を掲載しています。

これ以外には、商工についてのこの部分の統計がまとまっていないため、ここに数値が出て来ない状況です。

委員： 私は違うと思えます。中小企業団体中央会女性部会の活動状況だけが掲載されていますが、商工会、商工会議所でデータを整理すれば私は可能と思うのですが。

会長さん、その点はいかがですか。

議長： そうですね。県のほうから団体へ指示をして集計をとっていただきたいと思えます。

特に廣田委員の御指摘のように流通サービス業の場合は非正社員の比率が8割ぐらいで、男女比率は今捉えていませんが、かなりの場面で女性が多いと思えます。ですから、正社員、非正社員を含めた従事者の分析をお願いしたい。

商業、工業も含めますが、女性が非常に大きな戦力となっています。

事務局： それは調べてみます。

議長： それでは、もう一つの質問についてお願いします。

事務局： 市町村の計画と取り組みの状況ですが、市町村の計画策定率を数値目標としていますので、報告書にはそれだけ載せていますが、第2次男女共同参画計画の年次報告書につきましては、どのように進めているかをお聞きして、市町村の取り組み状況などもわかるようにしていきたいと考えています。

委員： 計画を策定する重要性はそれなりにあると思えますが、計画に基づいて県なり市町村はどういうふうに男女共同参画社会実現のために何をやろうとしているのか、やっているのかを把握することがかなり重要ではないかと思っています。

現状では、県の内部において、状況をまとめるのは大変だということは理解していますが、市町村に対しても、これをしなければ計画策定だけで、具体的

なことにはなりません。その点の認識と県と市町村の関係をどう作っていくのかが私は重要だと思います。

事務局： 確かに計画を策定して終わりというわけではないと承知しています。県の場合は、計画に基づいて毎年検証をしている状況です。市町村がそれぞれどのような計画を作って、検証をどのようにしているのかまでは把握していないのが実態ですが、県の施策を進める上でも検証することは必要ですので、検討してみたいと思います。

市町村の実態を市川三郷町で推進委員会委員長をされている委員にどのような形でしているのか教えていただきたいのですが。

委員： 合併により市川三郷町になって、推進委員会で行動計画と条例を策定しました。条例も行動計画も策定したところで、委員として、ある程度、満足感はありますが、そこがゴールではないと委員全員が肝に銘じています。

どのように町の施策に反映されているのかをしっかりと見守ることがひとつの柱で、後は、フォーラムを開催したり町民の方に広報でプランを作成したことをお知らせするなどの2本の柱がないと作ったものは作ったもので、自分らが行う推進とは別のものとなってしまいます。

行動計画を作るときに必ずどのように実施されているのかを、しっかりしたスケールを委員会で持ち、計画策定に際して各課に聞いた事項が各課でどこまで進んでいるのかを、年度の終わりに提出してもらうよう、推進委員会では呼びかけを行っています。

作っておしまいではなく、どのように町の施策に反映されているのかを検証することは、他の市町村でも同様に行っていると思いますので、男女共同参画課の方で市町村に聞けば資料は入手できると思います。

議長： 他の市町村の方もどうぞ、現状を教えてください。

委員： 忍野村も第1次推進計画を策定してから5年たち、第2次推進計画と条例を策定中です。計画のとおり推進活動が出来ていたかをふりかえると、出来ていなかったと考え、委員会では10年間の策定期間ですが、5年間で見直すという形を考えています。

重要なのは委員会もですが、地方公共団体の行政が占めるところが非常に大きいと思います。計画の中で、どのようにすればこれが推進活動に結びつけられるか、底辺で我々はどのようなことを担うことができるのか、委員会だけで出来ないところをどのようにすればよいか、庁内の推進体制が出来ていなかったのも、どのようにすればよいかを委員会の中で話しあっていますが、総務課が伝達するのは難しいことから、村長の下に体制をつくり、そこから課におろして具体性をとろうということで話を進めています。

推進は推進委員会だけで出来るものではないし、県の立場で市町村とどのように連携がとれるのかを考えていただければ、底辺で活動している我々にとっても動きが活発になるのではないかと感じています。

我々も、近隣の市町村と連携をとることも考えて市町村担当と推進委員会のネットワークを立ち上げてやっていこうと考えています。

議長： お二人の意見は大変参考となりました。男女共同参画課では仕事が増えてしましますが、指導機関であると同時に連絡調整機関として各市町村の成功事例とか課題等を各市町村の審議会からくみ取ることを、従来以上をお願いしたいと思います。

事務局： 市町村と連携会議を行いました。従来のように私たちから説明をするという形ではなく、グループに分かれ、課題について一緒に話し合いを進めました。具体的な意見や悩みが出てきて、とても有意義であったので、今後も、そういう機会を作っていきたいと考えています。

委員： 計画の策定は28市町村中、26市町村で策定率は全国2位といういことでしたが、策定率の割合に対して底辺への浸透、啓発が体系的に出来ていないことを実感しています。条例や計画の体系が出来ても、どのようにして市民・住民を啓発していくのかの手だてがうまくいっていません。推進の現場の在り方が次の問題です。

県は推進体制の整備も必要ですが、具体的な行動をしていくためには、市町村とどのような団体が連携をとっているのか等、住民主導の実態を捉えて、どのようにして住民意識を変えていくかを考える必要があります。

自治能力を持つ住民を育てていく、男女共同参画の考えをあらゆる場面で示すリーダー養成が市町村の中では薄い。地域での取り組みがほしいが、それがないと上が進行するだけで下に浸透しない。地道に自治会の中で住民の意識を変えていこうというリーダーを育てなければ前に進みません。

団体がネットワークを組めば前に進む。それには、自主的にやっていく集団を行政が支援する必要がある。

委員： 上野原市の男女共同参画推進員の皆様がフォーラム等を計画されたときはできるだけ出席させていただいております。講演会の運営や地域における各部会の活動報告等、熱心に活動しておられることを実感いたしております。

ただ、参加された一般の方々の様子を見ていますと、住民の底辺の方々まで盛り上がっているかという疑問に思うところがあります。

最近、数人の推進委員の方々とお話しする機会を得ることができました。ある委員さんは「これからは、地域の自治会とか区長会とかの組織に対して取り組むことが必要である」と言っておられました。とても大事なことだと思いました。このような取り組みができるよう行政にサポートをお願いしたいと思いました。

さらに、「予算が限られているため、せっかく良いアイデアが出て、なかなか実行に移せない」等、日常活動で苦慮している様子もうかがえました。

また、推進委員の中には、男女共同参画の理念を生かしきれないで苦慮しておられる方もいるようです。県のアドバイザーによる支援も必要であると思いました。

私は昨年3月からボランティア団体を立ち上げて、いくつかの子育て教育支援をしています。当初、行政等より御協力いただき、広報活動をしたところ、活動に関心のある人等、協力してくださる方が現れました。しかし、人数が限られていたため、スタートできない活動もありました。

ところが、最近、あるボランティア活動への協力者を募るために、地域の組織に所属している方々からアドバイスをいただきながら依頼したところ、沢山の協力者を確保することができました。また、協力できないと言われた人も、自分なりにできるボランティア活動であれば協力したいという返事をいただくことができました。私が、男女共同参画社会推進活動もボランティア活動に通じるところがあると思いました。

関心があり行動力のある人は協力を惜しまず、すぐに行動に移してくれる。また、関心があっても行動力が伴わない人は、積極的に働きかけることによって協力を得ることができる。関心がない人は、啓蒙するだけでなく、できることから実践していくことが大事です。このことを生かせたらと願っています。

委員： 私も蕪崎市で推進委員をやってきましたが、なかなか女性が地域の役員になりません。私は一番小さな単位の自治会、公民館の分館、一番地元で生活範囲でやりにくい公民館長をやってきましたが、小さいところから、根っこの部分でやらなければならないと感じました。

市では確かに良い講師を呼んでフォーラムを実施するが、集まる人は限られています。生涯学習で推進の集いを毎年各公民館で行うが、最近では生涯学習というより男女共同参画推進の集いの形に変えてきました。市の下各町では実施しますが、その下の自治会、公民館分館になるとなかなか実施しません。一番小さい単位でやってみようということで、簡単な脚本をつくり地域の方に演じてもらい結構楽しく行いましたが、わかっただけきっかけになってよかったと感じました。

やはり、一番の根っこの部分をしないと、何か上滑りしているのではないかと感じています。市の方でも分館の方にやるように進めていきましたが、広がっていないのが現状です。

委員： 現場での活動の貴重なお話しをお聞かせ頂きまして、大変参考となりました。報告書を読ませて頂いただけだけでは、活動の実態を把握することは難しいです。報告書の数値目標は大変わかりやすく、だれにでもアピールしやすいですが、社会に向かってどういう行動をしたのか、そして、その結果がどうであったのかをみせていただければよいのではないかと思います。

県の団体で、市町村の団体で御紹介のあったようなすばらしいアイデアをお持ちの活動を報告書で紹介すれば、活動をしている人の励みにもなるし、どの部署に話をすれば良いか、どのような時に手伝ってもらえるのかがわかると思います。

私は文部科学省と協力して大学での男女共同参画を推進していますが、お話を伺うと、状況は全く同じで、どこのシンポジウムへ行っても参加者はほとんど同じです。是非、報告書にこういう部分を掲載することによって、皆さんの努力が報われていくのではないかと思います。

委員： 山梨県中小企業団体中央会女性部は親会がありまして、親会は何百団体もあり、その中の女性部は食品、お菓子、お花等の組合22団体、約400名の方々の団体です。中小・零細企業で社長への内助の功の立場の団体です。女性が集まって話し合うだけの団体ではなく、地に足をつけた団体です。そのところお含みいただいてよろしく願います。

委員： 22ページを見て具体的な話をさせていただきます。県の重点目標3の中の関係団体の連携の中の地域発男と女のフォーラムのところですが、県のフォーラムの在り方について、今までフォーラムの実行委員会は行政地区8地区で実行委員会を行ってきましたが、その経過が右側の方に追加されてきたテーマと参加者の数で評価しろというわけではないですが、なぜ18年度と19年度との差があったかということ、県の行政が地域の中で皆さん自主的にやったださいということで、実行委員会を解散したことで、昨年は人数が減ってしまった。

地域の課題を計画化することによって県の政策がある。上の政策を下におろしていく方法か下にあるものを吸い上げながらフォーラムを全県的に実施していくのかを考えると、最初はみんなでやっっていくのを盛り上げて、今度は自主的にやったださいということになると参加人数が減ってしまいます。

このようなやりかたではいけないので、新たな復活の手法として、自分の地域の中巨摩の中で、3市1町の市町村独自で実行委員会を組んで、フォーラムをやることになっています。南アルプス市、中央市、甲斐市、昭和町で年度内にフォーラムを実施していきますが、中巨摩3市1町でどのような課題がある

か、課題をまとめるとどのようなものになるか、そういうものをまとめる組織が必要かということで、「こま未来塾」をたちあげ、一緒に3市1町の課題を吸い上げていきます。そして県が行うフォーラムの方へ何か課題をもっていけたらと模索して活動しています。

下から自発的に活動する方法をとらない限り、いくら計画・条例があっても具体的にどう取り組み、県の計画として下に降ろしてもらおうか、上下のパイプのつながりがなくなってしまう計画だと男女共同参画推進の壁はやぶれません。

農業の分野でも教育の分野でも、環境の分野でも全ての分野に問題があります。そういう問題を市民の中で話をしながら、地域の課題を克服して解決していくための住民の運動を男女共同参画の視点をあててやっていき、共に生きていく社会をつくるという方向にもっていく一番の根っこの市町村の在り方が大事で、それを吸い上げていく体制がこれから大事です。

データにも出てくるとおり、皆さんの意欲をどうやって集約していくか、新たな課題に向かって行政と住民が協働していけるか模索していく姿が形になっていく体制がないと大変だなと考えます。自発的な行動をどのように行政体系にのせていくかこれからの課題ではないでしょうか。上下の計画がお互いに下から上にいき、上からもおりてくるパイプが整備され、実際に動く指導者がいることによって少しは変わっていくのではなんでしょうか。

委員： 学校の立場から話をさせていただきたいと思います。それぞれの委員の皆様、熱意を持っておられる分、歯がゆい分もたくさんあり、数値目標が進まないこともあります。学校の立場からすると、決して見通しの悪いことばかりではありません。県のアセスメントでプラン、ドウ、チェック、アクションのチェックからアクションの段階でいろいろな御意見がでてきましたが、自治体のことも問題ですが、一番の根元は、家族であると考えています。

この部屋に20人ぐらいの人がいますが、自分の家族が平等意識はいかほどのものか検証を滅多に家族の中では行わない。そういう難しいところもあります。

さきほど、見通しの良い話といいましたが、その話をすると昭和の初期、中期までの教育のベースは不平等を是として教育が実施されていきました。昭和30年から平成になると、ここに掲載されている理念のとおり教育がなされています。

職場内においての意識、この意識を構成するのはだいたい40歳から60歳、社会を構成する人は60から80歳の人コアのところですが、18歳以下の子供の意識は平等であり、5年、10年でスライドしていくわけですから、進行こそあれ逆行ということはない見通しがたちます。ですから、検証、アセスメントを持続していけば、かなりの目標の達成率に近づいていくのではないのでしょうか。意識の醸成は子供のうちにということになります。

もちろん、男女混合出席簿というひとつの象徴的なものだけで数字を見ると全体像を見失いがちではありますが、学校の現場でも今後も、男女共同参画の実践を進めていきますと、その子たちが大人になって社会に出ることによって、事態は変わるので、根強く頑張っていくと成果が出ると思います。

議長： このテーマについてはよろしいでしょうか。それでは2の議題については、以上とします。次の3について事務局からの説明をお願いします。

事務局：(資料に基づき説明)

議長： 説明のありました3つの項目について、御質問、御意見ありませんか。

委員： いきいき宣言企業というのは、公共団体は入らないんですか。

事務局： 企業等ということで、公共団体は入りません。

委員： 公共団体においては、取り組みは必要ないということですか。

事務局： 国でも、市町村でも、県庁でもそうですが、全て体制は整っていると理解しています。

委員： 宣言しなくても、当然のことであるということですね。

事務局： そうです。

委員： その割には管理職はどうなっているのか等、疑問の点はあるのですが、地域のビジョンの中で、自分たちの職場がどうなっているのか、本腰で取り組んでいくことはすごく大きなことだと思います。

委員： 2月5日のサンニチ新聞に県の施設に指定管理者制度を導入するという記事が載っていて、その中に、男女共同参画推進センターが含まれていましたが、男女共同参画課で話せる範囲で結構ですので、どういう状況なのかを伺いたいと思うのですが。

事務局： 平成21年度から、指定管理者制度を導入する考えで、この2月議会に条例改正を行い、年度が替わってから募集を行い、どこの団体に委託するかを決定して、12月議会で承認を得て、指定管理者を決定していくということとなっています。

委員： 今の時点で、実際に制度が導入できる状態であると考えているのですか。今まで築いてきたセンターの在り方とか、3館同時にというのは非常に難しいですよ。細かい情報について、教えていただけないでしょうか。

事務局： ひとつの団体に3館を委託します。公の施設を県が直営で行うか、委託するか二者択一ですが、県の方針として、文学館とか美術館とあわせていろいろな施設を指定管理者にまかせることとなりました。

先に進めた指定管理者の指定期間は3年ですので、更新の時期とあわせて、新たに制度を導入します。

委員： 男女共同参画推進センターは、他の施設とは多少色合いが違っていると私は感じていますが、その点の分析を県ではされているのでしょうか。忍野村の魚公園も含まれていましたが、男女共同参画推進センターとは大分色合いも違いますし、同じくくりの中で一緒に考えてしまうことが、すごく心配になってしまうのですが。

事務局： 公の施設の管理は職員がやっても民間にまかせてもできるはずだとう考えの中で、指定管理者制度を進めているわけです。

事務局： 基本的には今やっていることを県の直営ではなく、事業者の方にやっていただくということで、内容が落ちるとかということはありません。今以上のサービスが提供できる状況になることで進めています。

議長： それでは、1番・2番・3番を含めて、せっかくですから、何か全般的に御意見ありませんか。

委員： 希望を一つお願いします。私どもの審議会は今回で終わりだと思いますが、本日参りましたら、こんなにたくさんの資料がありまして、これを見て、意見をといわれましても、準備をしておかないと、この時間の中で読んでも意見をいえません。できましたら、予めお送りいただけますようお願いしたいと思います。

事務局： 昨年の計画の関係は全て、事前に送らせていただきましたが、今回、報告書に直近の数値を入れる等の事情がありまして、送れませんでした。申し訳ありませんでした。

議長： それでは、議題の全てが終わりましたので、議長の役を降ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。

理事あいさつ

本日は熱心な御討議いただきまして、ありがとうございました。特に、昨年は計画をつくるということで、大変忙しいところ、御意見をたくさんいただきました。貴重な御意見を賜りありがとうございました。今日も来年に向けて、御指導いただきましたので、できることはさせていただきますと思います。特に、男女共同参画はワーク・ライフ・バランスとの関わりもありますし、社会全般に関わっていく問題でありますので、全庁的に取り組んでいきたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

閉 会

/以上